

# ブラックボックス化した家庭

— 休校・休園中の家庭で、何が起きていたのか —

主任研究員 稲垣 円

2月27日の夕刻、政府は新型コロナウイルス感染拡大を未然に防ぐ目的として、3月2日から春休みまでの間、全国の小中高と特別支援学校に対して臨時休校を要請することを発表した。3月末の時点では「基本的に学校を再開することが望ましい」との見解が示されたが、4月17日に緊急事態宣言の対象範囲が全国に拡大されたことを受け、授業を再開していた自治体でも再び休校する措置がとられた。

保育の現場では、当初保育所と共働きや一人親家庭の小学生を放課後に預ける放課後児童クラブは原則開所するよう通達された。しかし、緊急事態宣言発令後は、自治体によって少しずつ表現は異なるものの、保護者には家庭保育が可能な場合や仕事等の調整が可能な場合は、登園を自粛し家庭保育で対応するよう求め、やむを得ない場合の対応として規模を縮小した保育を実施するよう要請した。つまり、有職者は自宅で「仕事をしながら、子どもの世話をする」という難題に直面したのだ。5月の連休を過ぎても再開の見通しが立たず、不安を募らせながら乗り越えた家庭も多かったのではないか。

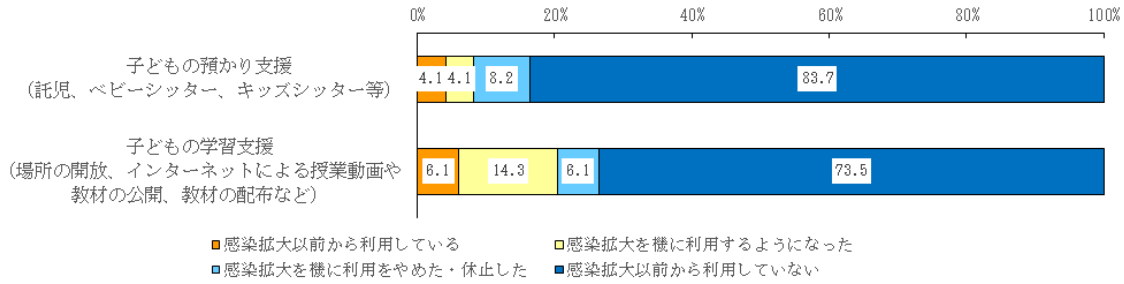
そこで本稿では、第一生命経済研究所で実施した「新型コロナウイルスに関する生活実態調査」\*1の調査結果より、特に子どもに関連する外部サービス利用の実態から、緊急事態宣言下における家庭の実態について考察していく。

## <家庭保育、家庭学習を支援するサービスは利用されず>

図表1に、小学生以下の子どもがいる家庭（以降、同居子家庭とする）に対して、「子どもの預かり支援（託児、ベビーシッター、キッズシッターなど）」、「子どもの学習支援（場所の開放、インターネットによる授業動画や教材の公開、教材の配布など）」の利用実態を聞いた結果を示す。

子どもの預かり支援については、「感染拡大以前から利用している」、「感染拡大を機に利用している」を合わせても1割に満たず（各4.1%）、8割以上が利用していないと回答した。また「子どもの学習支援」については、感染拡大を機に利用するようになった割合が14.3%、感染拡大以前から利用している（6.1%）と併せると2割程度にとどまり、7割は利用していないという結果になった。

図表1 子どもに関する外部サービス利用実態



注1：小学生以下の子どもがいる家庭 n=147

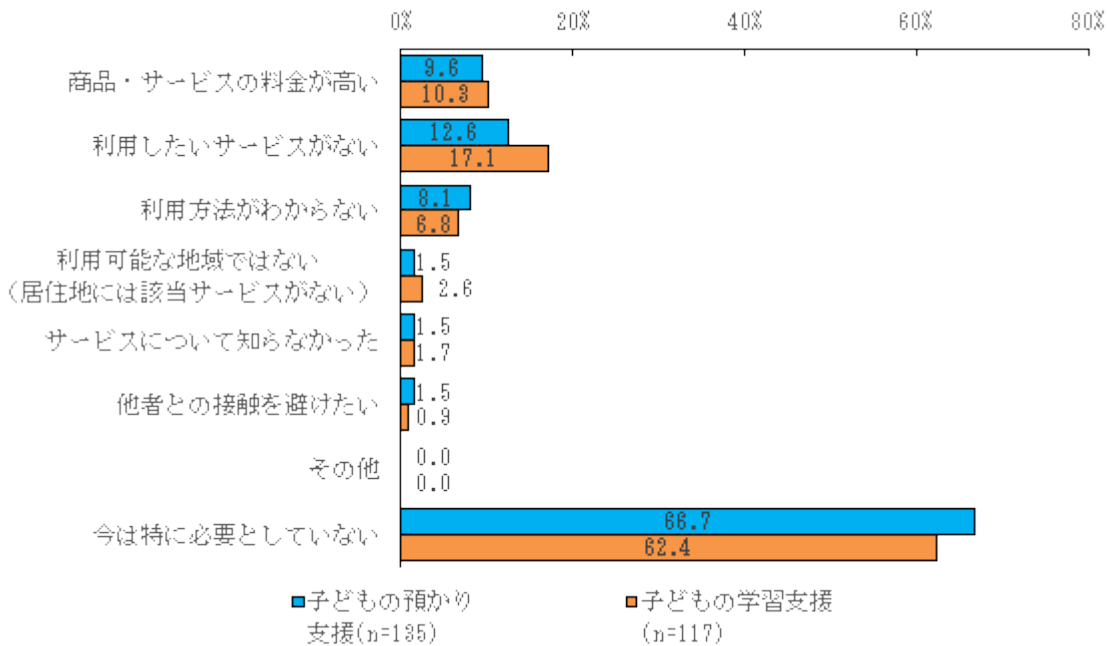
資料：第一生命経済研究所「第2回 新型コロナウイルスによる生活と意識の変化に関する調査」。調査対象者は全国の20～60代の男女1,000名。調査方法はインターネット調査（2020年5月実施）。

次に、前問で「感染拡大を機に利用をやめた・休止した」「感染拡大以前から利用していない」と回答した人に対して、その理由を尋ねた結果を示す（図表2）。

「子どもの預かり支援」については、「利用したいサービスがない」と回答した人が1割を超えたものの（12.6%）、他の項目は1割未満で、6割以上の人々が「今は特に必要としていない」と回答した（66.7%）。

「子どもの学習支援」についても、「利用したいサービスがない」（10.3%）「商品・サービスの料金が低い」（17.1%）が1割を超えているが、「子どもの預かり支援」と同様に6割以上が「今は特に必要としていない」と回答した（62.4%）。

図表2 外部サービスを利用していない理由(子どもの預かり、子どもの学習支援)



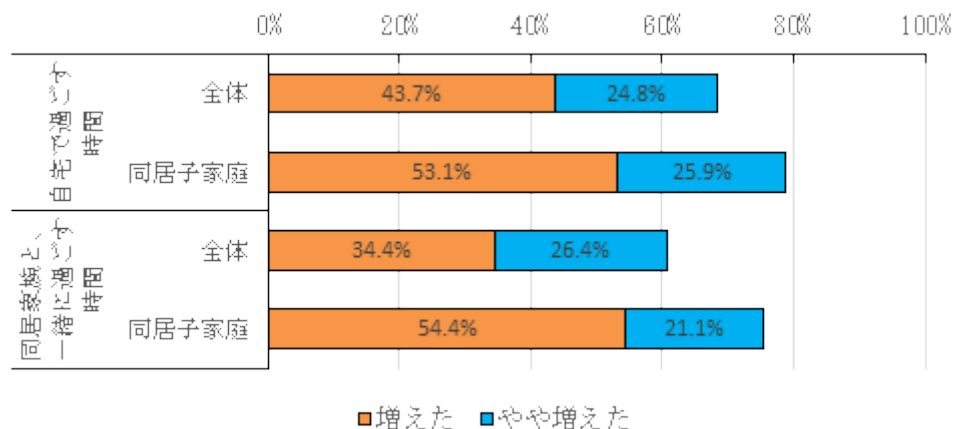
資料：図表1と同じ。

### <「今は特に必要としていない」は、本当か>

図表3に示すように、新型コロナウイルス感染拡大を機に、自宅で過ごす時間、そして同居家族と過ごす時間について、同居子家庭の半数以上は「増えた」と回答している。「やや増えた」を合わせると8割に近い。読み替えると、家庭で保育や学習を担う時間が増えたということでもある。親が有職者であれば（同居子家庭147名のうち、111名は職業有と回答している）、自宅で子どもの世話や学習の手助けをしながら自身の仕事の責任も果たさなければならないはずだ。事実、内閣府は2016年度から実施する企業主導型「ベビーシッター派遣事業」について助成制度を増額且つ非課税とし、さらにフリーランスにも適応できる措置を講じた\*<sup>2</sup>。また民間企業団体などでは、就学児向けのオンライン教材の無償配布や動画配信などさまざまなコンテンツがこの時期に多数配信・提供されている。しかし、図表2で示された通り、本調査結果ではサービスを利用していない人が大半という結果であった。では、「今は特に必要としていない」と回答した約6割の親たちは、本当に支援を必要としていなかったのだろうか、という疑問が残る。

本調査では、利用しなかった理由について図表2以外の項目を設定していないため、推測の域を出ないが、以下では同居子のいる家庭がサービスを利用しなかった要因について考えていきたい。

図表3 「緊急事態宣言」後(4月中旬ごろ)と比較した生活の変化について  
(自宅で過ごす時間、同居家族と一緒に過ごす時間)



資料：図表1と同じ。

### <使いたい時に、使えない>

先述した「企業主導型ベビーシッター利用者支援事業」は、事業主等に雇用される従業員（パート、アルバイト職員を含む）及び厚生年金保険の被保険者である企業の代表者や役員が、ベビーシッターサービスを利用した場合に支払うシッター利用料金の一部又は全部を助成する事業である。内閣府が2016年度から導入し、2020年3月現

在で承認企業は約1,100社、企業規模によって企業負担額が異なるが、割引券1枚あたり企業負担70円もしくは180円で、ベビーシッター代1日あたり2,200円が補助される。共働きやひとり親家庭などで、所属する企業が導入していれば、こうした制度を活用することもできる。今回の感染拡大を受け、出社しなければならない場合や在宅勤務も利用対象となっている。しかし、先述の通り承認企業が限られていることや、対象企業であっても、特例措置などの制度の変更を知らずに利用を控えた人がいる可能性もある（この自粛期間における本事業の利用状況の報告が待たれる）。自治体によっては、ベビーシッターサービス企業と連携した利用支援を行うところもあるが、利便性（手続きが煩雑で手間がかかること、同じベビーシッターに来てもらえる保証はない）などの点で、必要な時にすぐに利用できないということも考えられる。制度そのものを知らない、という場合もあるだろう。最近では、従来の派遣型に加え、「マッチング型」シッター事業が普及し、低コストで利便性も高いサービスもあるが、結局のところ「シッターが子どもに合うのか」などは実際に利用してみないと分からない。日本のベビーシッターの需要は、日常の保育は保育園に任せて、送迎や欠席時に不都合が生じた場合（子どもが熱発し自宅療養させなければならないが、仕事を休むことができないなど）に利用するケースが主流であり、自身の仕事だけでなく趣味や会食、リフレッシュの時間などを捻出するために利用する（日常使いする）ケースは、多くはない。加えて感染回避の観点からみると、たとえシッターが万全の感染対策をとっていたとしても「他人を家に上げる」ことに抵抗を感じる人がいた可能性もある。

### <学校の課題で手一杯？>

図表4は、文部科学省が新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業に関連し、公立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における学習指導等の取組状況についての調査をした結果である（2020年4月16日時点）。

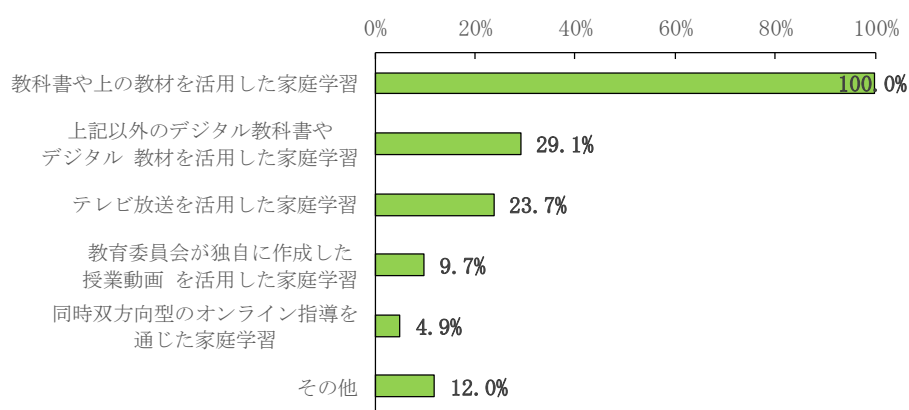
臨時休校を行う学校における学習指導について、「教科書や紙の教材を活用した家庭学習」が100%で、「デジタル教科書やデジタル教材を活用した家庭学習」は29.1%、「オンライン指導を通じた家庭学習」を実施していた学校はわずか4.9%であった。臨時休業中に登校日を設けた学校もあるが、半数は登校日を設定することもままならない状況にあったようだ（登校日を設定している38.2%、設定はないが、今後設定する予定6.6%、設定中も設定予定もない55.2% 図表省略）。その他の支援としては、「電話・FAXによる連絡」（83.7%）、や「一斉電子メールによる連絡」（81.9%）、「教育委員会や学校等のホームページ等を通じた連絡」（68.1%）、「家庭訪問の実施」（65.0%）であった（図表5）。

学校側にとっては、十分な準備期間なく一斉休校を実施することになり、教科書や課題プリントなどを用意することで、子ども達の学びを途切れさせないよう尽力したという事情もあるだろう。子どもは日々その課題に取り組み、親はその進捗を確認し、

解き方や考え方が分からなければ教えたりしながら、仕事の傍らで子どもをみていたのではないか。子どもの衣食住のケアだけでなく、家庭学習のための環境整備や課題の進捗管理が降りかかってくるとするならば、他の新しいツールを利用することに目を向ける余裕はなかったのかもしれない。

保育にせよ学習にせよ、結局のところ必要でなかったというよりは、パートナーなど同居家族と調整しながら（またはワンオペの状態）、いつかは終わる自粛期間を「なんとか乗り切った」というのが、実情なのではないか。

図表4 臨時休業中の家庭学習（複数回答）

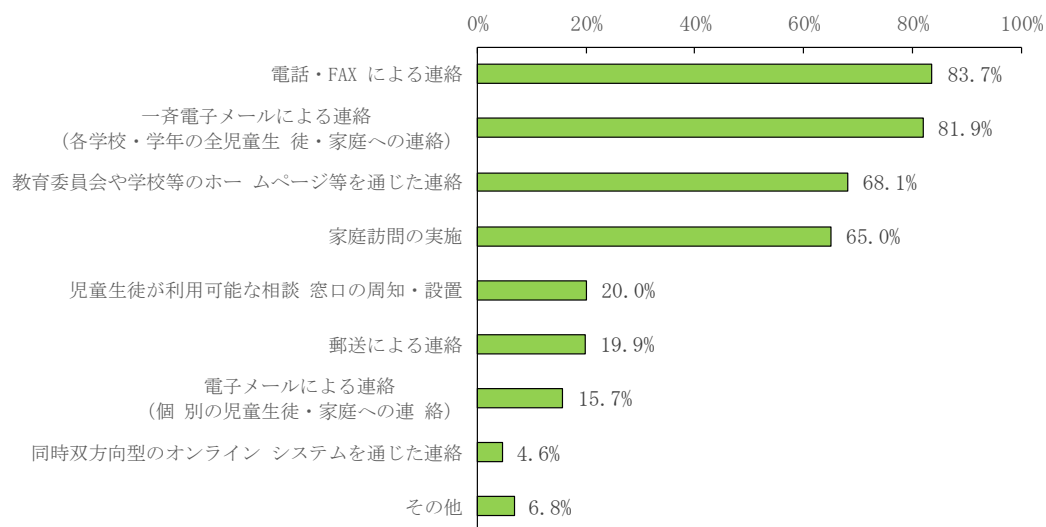


注1：臨時休校を実施する学校：設置者数は1,213、学校数は25,223。調査時点での見込み回答も含む。

注2：割合は、臨時休業を実施する設置者のうち、各項目に該当する家庭学習を課す方針であると回答したものの割合。

資料：文部科学省、「新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業に関連した公立学校における学習指導等の取組状況について（2020年4月16日時点）」より筆者作成。

図表5 臨時休業中の家庭学習（複数回答）



注・資料：図表4と同じ。

### ＜まず、ブラックボックスの中身の検証を＞

文部科学省は2019年12月、「児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させることを目指した「GIGAスクール構想」\*<sup>3</sup>を打ち上げた。今回の新型コロナウイルス感染症拡大による一斉休校で補正予算案に追加計上され、この動きは加速すると思われる。すでに子どもたちにとって、動画配信サービスやゲームなどインターネットを通じた遊びは、日常生活において普通のこととなりつつある。また、自粛期間中にパソコンを使いながら仕事をする親の姿を見て、自分がパソコンを使って学んだり、創作したりすることもイメージしやすくなったかもしれない。しかし機材や通信環境の課題もある。親のリモートワークと同時に子どもがオンライン学習をしようとする、パソコンが複数台必要であるし、通信回線が整っていないなければならない。オンライン学習に慣れていない子どもがいきなりパソコンの前にじっと座って学習することができるのか・・・という課題もある（結局親がついていないと学習できない事態になる）。

サービスやツールなどによって環境を整えるということは、手段を揃えたに過ぎない。まずは、この自粛期間において家庭で何が起きていたのかの実態を明らかにした上で、どこにどういった支援が必要だったのか検証することが必要ではないだろうか。

「在宅勤務であれば、家庭で子どもの世話をして当然」という重圧や責任感で、本来の業務ができないことや業務評価で不利になるのではないかという不安を吐露することもできない状況であるなら、なおさら深刻だ。

勤務先では、子どものいる家庭での仕事量や内容の調整、勤務時間の柔軟な対応は必要であるし、併せて在宅勤務でも気兼ねなく託児やシッターサービスを活用できるよう促していくことや情報発信をしていくことも重要だ。また、オンライン学習の環境整備（PC配布や通信環境整備）だけでなく、子どもたちにオンライン学習を習慣化させる役割を誰が担うのか、という議論も不可欠であろう。

今回の緊急事態を乗り越えたのは、家庭の自助努力の上にあることを踏まえ、第二波、第三波の感染拡大に備えた家庭や教育・保育現場に寄り添う対策を各所が検討する必要がある。

（ライフデザイン研究部 いながき みつ）

**【注釈】**

- \*1 調査の方法や結果の概要は、当研究所発行の以下のニュースリリースを参照されたい。  
「第2回 新型コロナウイルスによる生活と意識の変化に関する調査（消費編）」  
[http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/pdf/ldi/2020/news2005\\_03.pdf](http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/pdf/ldi/2020/news2005_03.pdf)
- \*2 対象者が割引券を使用した場合、その割引料は所得税法上、その対象者の「雑所得」として確定申告が必要となる場合がある。新型コロナウイルス感染症対策のため、本特例措置の趣旨（令和2年3月の臨時休園・休校によりベビーシッターを利用することが必要となり、新たな支出を余儀なくされた場合にその支出を補うこと）に沿った割引券利用による割引料については、所得税法上、非課税所得となることが発表された（2020年4月24日）。  
企業に勤める方：[https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/pdf/b-shien/200424\\_kigyol.pdf](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/pdf/b-shien/200424_kigyol.pdf)  
個人で就業する方：[https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/pdf/b-shien/200424\\_kojin1.pdf](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/pdf/b-shien/200424_kojin1.pdf)
- \*3 GIGA = Global and Innovation Gateway for All。

**【参考文献】**

- ・ 内閣府, 企業主導型保育事業等  
<<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/links/index.html>> (2020年8月14日アクセス)
- ・ 内閣府, 第7回雇用・人づくりワーキング・グループ議事次第, 株式会社キッズライン、株式会社ネクストビート提出資料「ベビーシッター業界の現状と規制改革の要望」2020年3月9日  
<<https://www8.cao.go.jp/kisei-aikaku/kisei/meeting/wg/koyou/20200309/agenda.html>>  
(2020年7月12日アクセス)
- ・ 文部科学省, 「新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業に関連した公立学校における学習指導等の取組状況について（令和2年4月16日時点）」  
<[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00007.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00007.html)> (2020年7月12日アクセス)
- ・ 文部科学省, 「GIGA スクール構想の実現について」  
<[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/other/index\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/other/index_00001.htm)> (2020年7月13日アクセス)
- ・ 文部科学省, 「GIGA スクール構想の加速による学びの保障」2020年4月7日  
<[https://www.mext.go.jp/content/20200408-mxt\\_jogai02-000003278\\_412.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200408-mxt_jogai02-000003278_412.pdf)> (2020年7月13日アクセス)

\* 弊社ホームページの「新型コロナウイルス意識調査特集ページ」にて、  
これまでに実施した調査のリリースやレポートを公開しています。  
[http://group.dai-ichi-life.co.jp/cgi-bin/dlri/ldi/total.cgi?key1=v\\_year](http://group.dai-ichi-life.co.jp/cgi-bin/dlri/ldi/total.cgi?key1=v_year)